

## 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会（第6回）会議録

1. 開催日時 令和6年2月29日（木）午後6時00分から同時30分
2. 開催場所 柳泉園組合管理棟3階大会議室
3. 会議次第
  - (1) パブリックコメント手続による意見募集の結果について
  - (2) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（案）について
  - (3) 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書の策定について
  - (4) その他

### 【1. パブリックコメント手続による意見募集の結果について】

<資料1 柳泉園組合パブリックコメント手続に係る意見募集結果について>

事務局 令和6年1月29日（月）から2月13日（火）まで意見を募集した結果、2件の意見の提出があった。

意見1の内容を要約すると、厚生施設では、スポーツ施設を利用した後に浴場施設を1時間200円で利用できる1時間券の区分を設けているが、このご意見では、浴場施設の利用者は1時間以内で帰る方が多く見られ、通常料金の500円で利用する人の立場からすると、1時間券が200円であることに不公平感を感じざるを得ないということである。このことから、通常料金との公平感を保てるよう、300円程に値上げを要望している。

次に意見2については、1人の意見提出者により3点の意見があげられている。

1点目は、当組合の浴場施設はシャンプー、リンス、ボディソープやドライヤーの設置もあり、サウナや大広間も利用できることから、浴場施設使用料を東京都の公衆浴場入浴料統制額と同額に見直すのではなく、一定額の差を設けたほうがよいという意見である。

2点目は、意見1と同様で、浴場施設の1時間200円は安すぎるという内容である。

3点目は、柳泉園組合の歳入の多くは関係市の負担金によって賄われていることから、負担金を納めていない東村山市を「関係市民等」に含めるのは

広範囲過ぎるという意見である。

以上を踏まえ、意見1及び2における主張を意見概要としてまとめると、次の3点となる。

意見概要1は、浴場施設の1時間券（200円）が安価過ぎるため、値上げすべきであるという点である。

意見概要2は、浴場施設は「東京都公衆浴場入浴料金統制額」より高くし、銭湯の料金と一定額の差を設けるべきであるという点である。

意見概要3は、負担金を納めていない東村山市を「関係市民等」に含めるのは広範囲過ぎるという点である。

事務局としては、以上の3点の意見概要に対する委員会の検討結果の案を次のように示す。

意見概要1の「1時間券（200円）が安価過ぎる」という主張に対する検討結果としては、厚生施設には、平成14年まで屋外に更衣室とシャワーが設置されていたが、現在は撤去されていることから、1時間券はスポーツ施設利用後のシャワー代わりとなっている。また、野球場、テニスコート、室内プール又はトレーニング室を当日利用した方のみが利用できるため、これらの施設の利用促進に寄与している点等も鑑み、浴場施設1時間券は原案のまま、200円で据え置きとする、というのが事務局案である。

1時間券設定の経緯について当時厚生施設の管理に携わっていた職員に聞き取りを行ったところ、平成14年まで、厚生施設には屋外に更衣室と50円コイン式のシャワーが設置されていたが、撤去されてしまったことから、浴場施設をシャワー代わりに利用できるように1時間券が設定されたということであった。

また、通常料金と1時間券の利用割合を比較すると、令和4、5年度の両年度において、浴場施設を通常料金で利用した人の割合は全体の約85%であり、1時間券で利用した人の割合は約15%だった。

参考として、浴場施設1時間券を利用した方が当日利用したスポーツ施設の割合は、令和4、5年度ともに室内プールが約80%と一番高く、次にトレーニング室とテニスコートの利用者が10%前後の割合で、野球場の利用者が一番少なく約1%となっている。

このように、浴場施設1時間券は、スポーツ施設利用後のシャワー代わりとしての役割があり、各スポーツ施設の利用促進の一端を担っていることが分かる。

次に意見概要2の、「浴場施設使用料は、東京都公衆浴場入浴料金統制額より高くすべき」という主張に対する検討結果としては、当組合の浴場施設は、還元施設として設置された特殊な経緯があることや、地域コミュニティの場としての役割が確立しており、銭湯の役割と類似していることなど、報告書に既に記載している理由により、原案のまま、東京都公衆浴場入浴料金統制額と同額に見直すこととする、というのが事務局案である。

最後に意見概要3の、「東村山市を「関係市民等」に含めるのは広範囲過ぎる」という主張に対する検討結果としては、当組合は過去に東村山市に旧清掃工場を設置していたことや、東村山市の自治会と周辺自治会協議会を設け、厚生施設に関するご意見もいただきながら運営を実施していることなど、報告書に既に記載している理由により、原案のまま、東村山市を「関係市民等」と位置付ける、というのが事務局案である。

資料1にはその他、パブリックコメント手続における意見募集について、関係市の市報等で周知を行ったことや、資料の閲覧について、当組合の情報公開コーナー、柳泉園グランドパークの受付及び関係市の中央図書館等にて閲覧可能とした旨を記載している。

また、パブリックコメントの意見募集結果のホームページにおける掲載案において、実際の検討結果公表日については、事務局にて公表の事務手続きが完了した時点での公表となる。

ホームページ掲載時は、注釈として「意見概要では、提出意見のうち類似内容等を抜き出し、3項目としています。」と記載する予定である。このことは、パブリックコメントの意見募集の際にも、「提出された意見は要約して公表する」という旨を周知している。

報告書（素案）に関する注釈としては、「本意見に基づく柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）の修正は行いません。」と記載しているが、今委員会における議論の内容によってはこの注釈は削除する。

<質問・意見等>

委員 1時間券が200円であることについては、妥当な金額であると感じている。1時間で退出しているかどうかは、どのように確認しているのか。

事務局 浴場施設に入場する際に、券売機で購入した券の時刻を確認している。この点については指定管理者がしっかりと確認を行っているところである。

委員長 他に意見がないようなので、意見概要における委員会の検討結果については、事務局案のとおりとする。

## 【2. 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（案）について】

<資料2 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（案）>

事務局 パブリックコメントで意見募集を行った、「柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）」からの変更点を申し上げる。

まず1ページに、「はじめに」を記載している。

次に14ページに、パブリックコメントのご意見及び検討結果について記載している。意見概要に対する委員会の検討結果については、先ほどご説明させていただいた事務局案のとおりとなっている。

次に、15ページには「委員の個別意見」として、これまでの委員会において委員の皆様からいただいた厚生施設に関するご意見を記載している。

16ページには、「おわりに」を記載している。

17ページ以降は参考資料として、参考資料1に委員名簿を、参考資料2に検討委員会設置要綱を、参考資料3に検討委員会開催経過を記載している。

<質問・意見等>

委員 14ページ「パブリックコメントのご意見及び検討結果」に、「検討委員会の中で議論を行い、下記のように検討結果を付して公表した」という記載があるが、ホームページ掲載案の「本意見に基づく柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書（素案）の修正は行いません。」という注釈も、報告書の記載に合わせた方がよいのではないか。

現在の注釈の表現では、十分に検討が行われなかったような誤解を与える可能性があると感じる。

委員　そもそも、この注釈は掲載する必要があるのか。「委員会の検討結果」の中で、「原案のまま」という記載があることから、あえて注釈で説明する必要はないと感じる。

委員長　では、注釈は記載しないということによろしいか。

委員一同　＜注釈を記載しないことに同意＞

事務局　ではそのように修正させていただく。

委員　16ページ「おわりに」にも、パブリックコメント手続を踏んだことについて記載した方がよいと感じる。

事務局　承知した。そのように修正させていただく。

委員　15ページに「2. 委員の個別意見」という項目があるが、この項目が含まれる見出しが、14ページの「VI パブリックコメントのご意見及び検討結果」である。このことについて、委員の個別意見に関する項目が、パブリックコメントの見出しの中に含まれるのが相応しいのか、疑問に感じた。

事務局　承知した。誤解が生じないような、分かりやすい記載に改める。

### 【3. 柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書の策定について】

事務局　柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書の内容は先ほどご説明したとおりとなるが、委員の皆様からご指摘があった点については内容を修正させていただく。

報告書については、事務局にて修正を行ったのち、修正後の内容を委員の皆様を持ち回り等でご確認いただき、最終的に内容を確定する予定である。

＜質問・意見等なし＞

### 【4. その他】

事務局　本委員会における検討結果の管理者への報告の際は、委員長及び副委員長が出席する。日程は3月29日（金）午後1時30分からを予定している。

委員の皆様には管理者報告の前に、報告書の最終版と、今回の委員会の会議録を、メールや持ち回り等にてご確認いただけるよう、事務局にて手配する。

なお、本委員会は要綱に記載のとおり、管理者の報告の翌日をもって効力が消滅し、解散となる。

委員長 今回をもって、本委員会における検討は終了となる。

これまで計6回の委員会を開催させていただき、委員の皆様にご尽力いただきながら、円滑に委員会を進めることができた。この成果として、報告書を策定することができたことについて、感謝申し上げます。

その他なければ、第6回柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会を終了する。

以上